

随意契約の契約状況表

(環境部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位:円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中	随意契約の理由
1	ごみ減量推進課	指定ごみ袋減免システム機器更新業務委託	令和7年2月7日	大分市金池町3-3-11 株式会社 エイビス	264,000	2号	本業務委託は、指定ごみ袋減免システムを運用するにあたり、問い合わせ対応、障害対応、データベース保守・解析等の支援、操作研修など、速やかで正確な対応・復旧を必要とするものであり、本システムに熟知したものでなければ業務対応が行えない。 株式会社エイビスは本システムを新規開発し、熟知している唯一の団体である。
2	清掃施設課	佐野清掃センター清掃工場装入コンベア点検整備業務委託	令和7年1月23日	福岡県福岡市博多区店屋町5-18 日鉄エンジニアリング株式会社九州支社	15,950,000	2号	本委託は佐野清掃センター清掃工場の安定稼働を図るため、施設の稼働に重要な装入コンベアにおけるレールやチェーン、エプロン、その他設備の点検整備を行うものです。本委託では、現施設を設計・施工した請負業者の特許に係る機器や特殊な設備の整備を行うことから、開発者以外の者では性能や構造等の詳細なデータが不足し、本委託の施工に関して重大な支障となります。 なお、現施設の設計・施工を行った新日本製鐵株式会社は施設の整備や維持管理等の業務を事業移管しています。その移管先は日鉄環境エネルギーソリューションズ株式会社でありましたが、今年度日鉄環境エネルギーソリューションズ株式会社から日鉄エンジニアリング株式会社へ定期整備事業を承継する吸収分割契約が締結されたため、事業に係る技術や知識等の全てが日鉄エンジニアリング株式会社へ継承されています。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、日鉄エンジニアリング株式会社九州支社と随意契約の上、施行いたしたい。
3	清掃施設課	大洲園処理場PH計外点検業務委託	令和7年1月28日	大分市下郡東1-7-2 株式会社旺計社大分支店	1,050,071	2号	本委託は、大洲園処理場に設置されているPH計、塩素濃度計及びガス検知器の点検業務を行い、機能維持の確保を目的とするものです。 これらの計器は、本処理場の運転監視に必要なデータ表示や各設備の自動制御に必要な測定信号を送っており、極めて重要な計器であります。 本委託の施行にあたっては、当該計器類に関する高度な知識や特殊な技術が不可欠で、施行に関する豊富な経験と知識が必要とされます。また、点検に関する技術的支援や交換部品の調達等で、製造メーカーの東亜DKK株式会社もしくはその代理店以外に本委託を行わせることは極めて困難であります。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、製造メーカーである東亜DKK株式会社の代理店である株式会社旺計社大分支社と随意契約にて施行いたしたい。
4	清掃施設課	福宗環境センターリサイクルプラザNo.2破砕物コンベア外点検整備業務委託	令和7年2月10日	香川県観音寺市中田町1番地 シマ株式会社	1,265,000	2号	本業務委託は、福宗環境センターリサイクルプラザに設置されているNo.2破砕物コンベアとNo.2プラスチック残渣コンベアの点検整備を行い、施設の性能維持を目的とするものである。 本施設においては予備のラインを持っていないため、ライン上の機器の不具合・故障等が発生した場合、ごみ処理ラインの停止につながり、故障機器を復旧させるまでごみ処理を再開することができない。加えてごみ貯留ヤードの容量が限られているため、処理が停滞するとごみの受入れが不可能となり、市民生活に重大な影響を及ぼしかねない。 そのため処理ラインを構成する指定の部品を一定期間毎に点検し、整備を行い性能維持が必要である。 委託にあたっては、当該設備の施工業者でなければ調達困難な部品があり、また機器相互が関連したシステムであるため、本施設のシステム全体に精通していることが必要とされる。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、本施設の機械設備の施工業者であり、本施設の保守管理を請負っているシマ株式会社と随意契約にて施行するものである。
5	清掃施設課	福宗環境センター清掃工場燃焼設備外点検整備業務	令和7年2月25日	福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-27 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社九州支店	15,950,000	2号	本業務委託は福宗環境センター清掃工場における主要設備機器の年次点検整備を行い、施設全体の性能維持を図るとともに、発電所としての保安の確保を目的とするものである。 本施設は廃棄物を適正かつ安全確実に処理することを目的としており、またごみ焼却により得られた熱エネルギーを電力に変換して送電する設備を有していることから、発電所として安全かつ安定的に電力を供給する責務を負っている。具体的には廃棄物処理法、電気事業法の適用を受けている。後者については関係法令のほか、技術基準への適合状態を維持する義務がある。 しかし、整備が不十分な場合、不測の事態が生じて焼却炉の計画外停止を余儀なくされる可能性がある。その場合、ごみ処理計画に支障をきたし、市民生活にも多大な影響を与えかねない。よって焼却炉・ボイラーをはじめとする重要機器はプラントの性能維持及び信頼性確保の点から、構成部品を交換するなど計画的に整備を行う必要がある。 なお、対象施設は、機器相互が関連したシステムであるため、実施にあたってはシステム全体を熟知した上で点検整備をする必要がある。また、点検整備に際して、設備に不具合が発見された場合の迅速な部品の調達、設計にまで遡った的確な対応を行えるのは、施工プラントメーカーによる場合に限られる。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本施設の施工業者である三菱重工環境・化学エンジニアリング九州支店随意契約するものである。
6	清掃施設課	福宗環境センターリサイクルプラザ不燃ごみ荷重計整備業務委託	令和7年3月18日	福岡県糟屋郡新宮町下府2丁目11番1号 東洋ホイスト株式会社	2,035,000	2号	本業務委託は、不燃ごみ荷重計の整備を行い、正しく計測されているか確認するものである。 本施設においては予備の荷重計を持っていないため、機器の不具合・故障等が発生した場合、不燃ごみ処理ラインの停止につながり、故障機器を復旧させるまでごみ処理を再開することができない。加えてごみ貯留ヤードの容量が限られているため、処理が停滞すると不燃ごみの受入れが不可能となり、市民生活に重大な影響を及ぼしかねない。また、委託にあたっては、当該設備の調査を行うにあたり機能、性能に熟知していることが必要とされる。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、本設備の施工業者であり、本設備の保守管理を請負っている東洋ホイスト株式会社と随意契約にて施行するものである。